

添付法令資料 3 :

石炭鉱業事業分野における税務及び／又は国家税外収入の取扱いに関する
2022 年 4 月 11 日付インドネシア共和国政令 No. 15 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 所得税の取扱い
 - 第 1 節 所得税の主体 (第 3 条)
 - 第 2 節 税対象及び所得計算 (第 4 条)
 - 第 3 節 課税所得の計算 (第 5 条ないし第 7 条)
 - 第 4 節 有形及び無形資産の減価償却及び償却の計算並びに残存簿価の承認 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 5 節 鉱業事業分野における寄付及び／又は費用 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 6 節 所得税計算のための会社負債と資本間の額の比較 (第 12 条)
- 第 3 章 所得税の源泉徴収及び／又は徴収義務 (第 13 条)
- 第 4 章 IUP (鉱業事業許可)、IUPK (特別鉱業事業許可) 及び PKP2B (石炭鉱業事業協定) 保持者の税務及び／又は国家税外収入の取扱い (第 14 条)
- 第 5 章 契約／協定運用継続としての IUPK 保持者の税務及び／又は国家税外収入の取扱い (第 15 条ないし第 17 条)
- 第 6 章 IUP、IUPK、契約／協定運用継続としての IUPK 又は PKP2B の保持者の税務及び／又は国家税外収入における権利及び義務 (第 18 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 19 条ないし第 21 条)
- 第 8 章 終則 (第 22 条及び第 23 条)